

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為

－注意事項－

この届け出は野外焼却を認めるものではありません。

- 1 強風・乾燥注意報が発表されているときは中止する。
- 2 水バケツや消火器等の消火器具を準備する。
- 3 必ず監視員を置く。
- 4 焼却は小分けにして実施する。
- 5 焼却後は確実に消火し火種がないことを確認する。
- 6 煙や灰が交通の妨げや苦情の原因とならないように注意する。
- 7 周辺住民へ行為の内容を連絡し理解を得てから行う。

※行為が火災予防上危険と判断された場合や苦情の通報が入った場合は行為の中止を指導する場合があります。

※当該届出の内容を管轄する市町村環境担当課等へ連絡いたします。関係機関より内容確認の連絡がある場合があります。

上記注意事項を厳守し、火災予防に努めるとともに周辺住民への配慮の上届出行為を行います。

連絡先(電話番号)

年 月 日 届出者 _____

※記名後届出書に添付すること。

北秋田市消防本部警防課
TEL 0186-62-1119